総務課における監査事務、議会事務及び庶務全般事務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、総務課における監査事務、議会事務及び庶務全般事務会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、面接で実施する。

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。ただし再度の任用は2回までとする。

(業務内容)

第5条 監査事務、議会事務及び庶務全般事務とする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は事務局長が定めるものとする。ただし、勤務時間は週30時間を超えないものとする。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、総務課長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する会計年度任用職員の選考、その他この要綱の施行のために必要な行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。